

大阪観光大学公的研究費不正使用調査に関する規則

令和4年3月26日改正

(目的)

第1条 この規則は、大阪観光大学(以下「本学」という。)における公的研究費の不正使用または不正使用の疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「公的研究費」とは、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が対象とする研究資金のことをいう。

2 この規則において「構成員」とは、本学の教職員その他の本学の公的研究費の管理・運営に関わるすべての者をいう。

3 この規則において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、謝金等の請求等、虚偽の申請によって本学の規程等および法令等に違反した公的研究費の使用をいう。

(不正使用に関する通報)

第3条 大阪観光大学公的研究費取扱規程第9条および第21条の規定により通報・相談窓口(以下「通報窓口」という。)は、管理課総務担当とする。

2 前項の通報・相談窓口の利用者は、学校法人大阪観光大学公益通報に関する規程(以下「公益通報規程」という)第4条に準じ、本学の教職員および取引事業者とする。

3 不正使用があると思う者(不正使用の疑いを含む。以下この条から第6条までにおいて同じ。)は、第3条第1項に規定する通報・相談窓口に通報および情報提供(以下「通報」という。)する。

4 通報者の保護については、公益通報規程第9条に準じ、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わない。

5 通報窓口および不正使用防止計画推進部局である管理課総務担当が自らの職務において不正使用を知り得たときは、第3条第3項と同様に取り扱う。

6 通報窓口は、原則として通報した者(以下「通報者」という。)の氏名、所属、住所等並びに構成員の不正使用の態様および内容が明示されたものを受け付ける。また、通報窓口の利用方法は、公益通報規程第3条に準じ、電話・電子メール・FAX・文書(郵送)・面会とする。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができる。この場合において、当該通報者に対しての本規則に規定する通知および報告は通報窓口を通じて行う。

7 通報窓口は、匿名による通報があったときは、構成員の不正使用の態様および内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り、受け付ける。この場合において、当該通報者に対しての本規則に規定する通知および報告は行わない。

(報告等)

第4条 通報窓口に不正使用に関する通報があったときは、窓口担当者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者である学長(以下、「学長」という)に速やかにその旨を報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けて、公的研究費不正使用調査専門委員会(以下、「専門委員会」という)を設置し、調査の要否について専門委員会に審議ならびに報告させる。

3 学長は、第1項および第2項の報告に基づき、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を関係機関(配分機関)に報告する。

4 学長は、前項に基づき、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知する。

(専門委員会)

第5条 専門委員会は、公的研究費不正使用調査専門委員会規則(以下、「専門委員会規則」という)の定めるところにより審議する。

(調査委員会)

第6条 学長が、第4条第4項において調査の実施を決定したときは、専門委員会は、公的研究費の不正使用に係る調査委員会(以下、「調査委員会」という)を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

2 前項の規則により調査委員会は、専門委員会規則の定めるところにより調査する。

(守秘義務)

第7条 専門委員会ならびに調査委員会の構成員その他本規則に基づき不正使用の調査に關係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、公益通報規程第10条に準じ、学院は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って懲戒処分を課すことがある。

(調査への協力等)

第8条 対象となる構成員(以下、「対象構成員」という)は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。退職後においても同様とする。

(異議申立て)

第9条 対象構成員は、専門委員会規則第8条第3項の調査結果の通知日から14日以内に専門委員会に異議申立てを行うことができる。

2 専門委員会は、前項の異議申立てがあったときは、委員長の判断により調査委員会に対し、再調査の実施を指示することができる。この場合において、異議申立ての趣旨が調査委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、専門委員会の判断により調査委員会の委員を変更することができる。

3 前項の再調査の指示があったときは、調査委員会は速やかに再調査を行い、その結果を専門委員会に報告する。

4 専門委員会は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果を異議申立てした者および調査委員会に通知する。

5 専門委員会は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて異議申立てした者および調査委員会に通知する。

6 異議申立てした者は、第4項ならびに第5項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

(調査結果の報告)

第10条 専門委員会の委員長は、専門委員会規則第8条による調査結果の通知後、対象構成員から異議申立てがなく、その内容が確定したとき、または前条第2項による異議申立てに対し同条第4項若しくは第5項の決定が行われたときは、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに学長に提出しなければならない。

(措置)

第11条 学長は、前条による報告に基づき、その調査結果を通報者、対象構成員、関連する部局長等に通知するとともに、関係機関に対しては、原則として通報の受付から210日以内に、関係者の処分、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる調査対象制度以外の公的研究費の管理監査体制の状況、再発防止策等必要事項を加えて報告しなければならない。また、期限までに調査が完了していない場合は、中間報告を関係機関に提出する。

2 学長は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、関係機関へ報告しなければならない。

3 学長は、第1項ならびに第2項のほか、関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、または中間報告を提出しなければならない。

4 学長は、関係機関の求めに応じ、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じなければならない。

5 学長は、第1項から第3項による報告の結果、当該関係機関から不正使用に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、対象構成員に当該額を返還させる。

6 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講じる。

7 学長は、前条による報告に基づき、不正使用が認められなかったときは、必要に応じて通報者および対象構成員への不利益発生を防止するための措置を講じる。

(調査結果の公表)

第12条 学長は、前条の規定による措置のほか、不正使用があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、次の各号を基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表する。

(1) 不正に関与した者の氏名・所属・不正の内容

(2) 本学が公表時までに行った措置の内容

(3) 調査委員の氏名・所属

(4) 調査の方法・手順

ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができます。

2 学長は、調査事案が学外に漏洩していた場合および社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表できる。

3 公表の範囲および手段は、専門委員会と学長が審議する。

(学内処分等)

第13条 本学は、公益通報規程第8条に準じて、調査の結果法令違反等の行為が明らかになった場合には、当該行為に關与した構成員に対し、就業規則等に従って、懲戒処分等を行うことができる。

(不正を目的とする通報)

第14条 通報をする者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報を行ってはならない。

2 構成員が前項の通報を行った場合は、公益通報規程第12条に準じ、就業規則等に従つて、懲戒処分等を行うことができる。

(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃は、理事会で定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年3月26日から施行する。